

前文
目的
定義
条例の位置付け

前文 第1章 総則

推進義務
亀山市まちづくり
基本条例推進委員会

第2章 まちづくり の主体

市民の権利
市民の責務
議会の責務
執行機関の責務
市長の責務
職員の責務

まちづくり 基本条例

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

第3章 まちづくり の基本原則

協働の原則
参加の原則
情報共有の原則
市民尊重の原則
地域尊重の原則
持続可能性の原則
安全・安心の原則
環境の保全及び創造の原則
歴史尊重及び文化振興の原則

はじめに

市民

協働の原則
参加の原則
情報共有の原則

一人ひとりが生き生きと輝き、
しあわせに暮らせるまち

執行
機関

安全・安心の原則
環境の保全及び創造の原則
歴史尊重及び文化振興の原則

議会

市民尊重の原則
地域尊重の原則
持続可能性の原則

まちづくり基本条例は、市民・市議会・市の執行機関の3者がそれぞれの役割に基づいて、互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり（基本原則）などを定めることによって、「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を実現することを目的としています。

また、この条例は、前文と4つの章で構成されています。それぞれの内容は次のとおりです。

前文

第1章「総則」

第2章「まちづくりの主体」

第3章「まちづくりの基本原則」

第4章「この条例に基づくまちづくりの推進」

亀山市のまちづくりの目標や条例制定の理念を示しています。

条例の目的、用語の定義や条例の位置付けを定めています。

市民・議会・執行機関の権利や責務を定めています。

まちづくりを行う際の9つの基本原則を定めています。

この条例に基づくまちづくりの推進のための具体的な方法を定めることや、まちづくり基本条例推進委員会の設置について定めています。

策定 経過

平成19年6月26日
「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」検討開始

平成20年10月24日
「基本的な考え方」作成

平成22年4月1日
「まちづくり基本条例」施行

まちづくりの基本理念

まちづくりの仕組み等（ ）

- ・子ども
- ・協働を支援する機能の拡充
- ・監査機能の充実
- ・コンプライアンス委員会
- ・住民投票

条例案の作成

この条例は、今後人口が減少するなど、今までと同じまちづくりのやり方を続けることが難しくなる中で、そうした環境の変化に対応した亀山市が目指すまちづくりの基本理念や、その実現のために必要な市民・議会・執行機関の役割などをみんなで共有してまちづくりを進めていくために策定が始まりました。

条例の具体的な内容の検討は、平成19年6月26日に開催された第1回「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」からスタートしました。考える会ではまちづくりの基本理念や、その実現のための仕組み等について、100回を超える検討を重ね、平成20年10月24日に条例の「基本的な考え方」を作成しました。

その後、執行機関において「基本的な考え方」に盛り込まれたまちづくりの基本理念を基に条例案を作成しました。

条例案は、平成22年3月議会において可決され、平成22年4月1日、「亀山市まちづくり基本条例」が施行されました。

※各項目は「基本的な考え方」の各見出しに対応しています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文	7
第1条（目的）	9
第2条（定義）	1 1
第3条（条例の位置付け）	1 3
第4条（市民の権利）	1 5
第5条（市民の責務）	1 7
第6条（議会の責務）	1 9
第7条（執行機関の責務）	2 1
第8条（市長の責務）	2 3
第9条（職員の責務）	2 5
第10条（協働の原則）	2 7
第11条（参加の原則）	2 9
第12条（情報共有の原則）	3 1
第13条（市民尊重の原則）	3 3
第14条（地域尊重の原則）	3 5
第15条（持続可能性の原則）	3 7
第16条（安全・安心の原則）	3 9
第17条（環境の保全及び創造の原則）	4 1
第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）	4 3
第19条（推進義務）	4 5
第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）	4 7

前文

亀山市は、鈴鹿山系から布引山系へと続く雄大な山並み、大地に豊かな恵みをあたえる鈴鹿川などの流れの中で、古くから東西交通の要衝として栄えてきました。

私たちは、このような自然環境、歴史に育まれてきた文化に磨きをかけ、一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまちを将来にわたって築いていきたいと願っています。

こうしたまちを実現するためには、みんなの良心、英知、一步一步の努力を集するとともに、市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくことが大切です。

さあ、このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、できることからはじめようではありませんか。

みんなが助け合い、しあわせに暮らせるまち、住んでみたい、訪れてみたいまちを実現するため、まちづくりの基本を定めるこの条例を制定します。

前文では、山並みや川の流れといった亀山市の豊かな自然環境、東西交通の要衝として栄えてきた悠久の歴史にふれるとともに、まちづくりの目標や条例制定の理念を示しています。

今後、市民・議会・執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくことで、今、このまちで暮らす私たち、また、いつの日かこのまちで暮らす人々のしあわせを将来にわたって築いていきます。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

目的

第1条

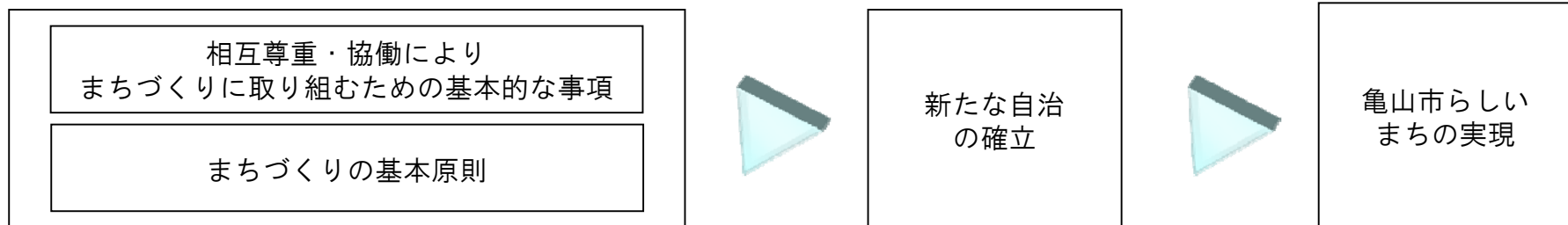
この条例は、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組むための基本的な事項及びまちづくりの基本原則を定めることにより、新たな自治の確立を図り、もって亀山市らしいまちを実現することを目的とする。

第1条では、この条例の達成しようとする事項を明らし、各条文の解釈等を行う際の指針とするために、この条例を制定する目的を定めています。

この条例の目的は、分権時代にふさわしい新たな自治の確立を図ることにより、「亀山市らしいまちを実現すること」です。亀山市らしいまちとは前文で表現された「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を指します。

また、そのために、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組むための基本的な事項と亀山市のまちづくりの基本原則を定めています。

なお、市民の代表機関である議会と執行機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、それぞれの異なる権能をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるためにお互いに励み合い、協力し合いながら、まちづくりに取り組んでいきます。



前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、かつ、営利を目的として事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (3) 執行機関 市長(水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

定義

第2条では、この条例のなかで使われている重要な用語の解釈を統一するために用語の意義を定めています。

この条例では「市民」を、市内に居住している人、市内に勤めている人や市内の学校に通学している人に加え、市内に事務所や事業所を持っている法人やその他の団体としています。なお、その他の団体には、自治会やコミュニティといった地域の団体や、市民活動団体も含まれます。

また、「事業者」は「市民」に含まれますが、第5条で事業者の責務を定めていることから、市内に事務所や事業所を持ち、営利を目的として事業を行っている個人や法人、その他の団体を「事業者」として定義しています。

さらに、市として地方自治の行政事務を担当する市長や教育委員会等（一般的に「市役所」や「(市の)行政」と呼ばれています)を「執行機関」として定義しています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第3条

市民、議会及び執行機関は、亀山市のまちづくりにおいて、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 議会及び執行機関は、条例、規則等を解釈し、運用し、又は制定改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

3 執行機関は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想その他の計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

条例の 位置付け

第3条では、この条例が亀山市のまちづくりの基礎となる条例であることを示しています。この国の法律の体系においては日本国憲法が最上位にありますが、この条例は他の条例の上位に位置するものではありません。文字通り亀山市のまちづくりにおいて、最も基本となる条例です。

そのため、この条例に掲げたまちづくりの基本理念に基づいて、既存制度の検証を行うとともに、新たに制度化すべきものの検討を行います。

第1項では、市民・議会・執行機関は、まちづくりを行う際にはこの条例の趣旨を尊重しなければならないことを定めています。

第2項・第3項では、議会や執行機関が他の条例や規則などを解釈、運用したり、制定改廃する場合や、執行機関が基本構想（総合計画）などの計画の策定や政策の立案・実施を行う場合には、この条例に定める事項との整合を図ることを定めています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第4条

- 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- 2 市民は、議会及び執行機関が保有する公文書の公開を求める権利を有する。
 - 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
 - 4 市民は、前3項の権利の行使に際し、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されない。
 - 5 市民は、第1項から第3項までの権利を行使すること又はしないことを理由に、不利益な扱いを受けない。

市民の 権利

第4条では、まちづくりにおける市民の権利を定めています。

第1項では、市民はまちづくりに参加する権利を有しているということを明らかにする必要があることから、市民のまちづくりに参加する権利を定めています。

第2項では、市民がまちづくりに参加するためにはまちづくりに関する情報が必要であることから、議会や執行機関が保有する公文書の公開を求める権利について定めています。

第3項では、市民が様々な行政サービス受けることは権利であることを定めています。

第4項では、市民は国籍や人種などに関わらず、市民としての権利を平等に持っていることを定めています。

第5項では、市民の権利を行使する・しないによって、市民はまちづくりにおいて不利益な扱いを受けないことを定めています。市民は、それぞれがそれぞれの立場でまちづくりに参加できるのであり、まちづくりに参加する権利等の行使を強制されるものではありません。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第5条

市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力しあって、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

4 事業者は、地域社会の一員としての自覚をもつとともに、事業活動を行う際には、環境に配慮し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

市民の責務

第5条では、まちづくりにおける市民の責務を定めています。

第1項の前段では、議会や執行機関だけがまちづくりの担い手ではなく、まずは市民自らがまちづくりの主体であることを明らかにしています。

また、第1項の後段では、市民それぞれが個人や団体の権利を主張するばかりではなく、相互に尊重し、協力し合い、共にまちを創り上げていくことを定めています。

第2項では、まちづくりは、市民だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、市民の責務としてまちづくりにおける議会と執行機関との協働を定めています。

第3項では、前条第3項の行政サービスを受ける権利に対し、行政サービスを受ける際には、受益者負担の考え方に基づいて、行政サービスに伴う一定のコストを負担する責務があることから、行政サービスに伴う負担の分任について定めています。

第4項では、地域に大きな影響力をもつ事業者は市民（第2条第1号）であるとともに、地域社会の一員でもあるため、まちづくりへの積極的な参加が求められること、事業活動を行う際には、環境への影響を最小限に抑え、地域社会との調和を図ることを定めています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

議会の 責務

第6条

議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。

第6条では、まちづくりにおける議会の責務を定めています。

第1項では、まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。

なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の3つの活動が提案されています。

- ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。
- ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。
- ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。

※「行政」は、この条例では「執行機関」と規定されています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第7条

執行機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。

2 執行機関は、市民がまちづくりに参加できる体制を整備するよう努めなければならない。

3 執行機関は、市民が行うまちづくりのための多様な活動を支援するよう努めなければならない。

4 執行機関は、国及び他の地方公共団体との対等な関係の下、相互に連携協力を図るよう努めなければならない。

5 執行機関は、まちづくりに関する事項について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければならない。

執行機関 の責務

第7条では、まちづくりにおける執行機関の責務を定めています。

第1項では、まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、執行機関の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。

第2項では、執行機関が「市民の参加及び協働によるまちづくり」を進めるためには、市民がまちづくりに参加するための仕組みを整える必要があることから、執行機関の責務として「市民がまちづくりに参加できる体制の整備」を定めています。

まちづくりに参加するための仕組みには、子どもがその発達段階に応じて自らの立場で発言し、まちづくりに参加できるようにすることも含みます。

第3項では、執行機関による市民の行う様々なまちづくりに関する活動に対する支援について定めています。

第4項では、地方分権の理念の下、国・県・市は対等の関係にあり、執行機関は、国、県や近隣の市町等の他の地方公共団体と連携協力することを定めています。

第5項では、行政用語等をわかりやすい表現へ置き換えることや、まちづくりに関する情報を得やすい方法で発信することなど、執行機関が市民に対してわかりやすく丁寧な説明を行わなければ市民のまちづくりへの参加は困難なことから、まちづくりに関する執行機関の説明責任について定めています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第8条

市長は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づき、地域経営の視点に立ったまちづくりを進めるよう努めなければならない。

- 2 市長は、効率的な行政運営が行われるよう努めなければならない。
- 3 市長は、職員の能力向上を図り、様々な行政需要に対応できる知識及び能力を持った職員を育成するよう努めなければならない。
- 4 市長は、毎年度、施政の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び議会に説明しなければならない。

市長の責務

第8条では、まちづくりにおける市長の責務を定めています。

第1項では、亀山市の統括代表者である市長（地方自治法第147条）は、この条例の第3章「まちづくりの基本原則」で定められているまちづくりにおける9つの基本原則に従ってまちづくりを進めることを定めています。また、市長は執行機関の行政事務に限定されたまちづくりを見るのではなく、将来にわたって広く地域社会全体を見据えたまちづくりを進めるよう努めなければならないことを定めています。

第2項では、市長は行政運営において、市民の税金を効率的に使うなど、最小の経費で最大の効果を挙げることにより、市民の信頼に応えなければならないことから、効率的な行政運営について定めています。

第3項では、市長の指示の下で実際の行政事務を行う職員の能力向上と、様々な行政需要に対応できる知識及び能力を持った職員の育成が必要であることを定めています。

第4項では、市長は総合計画に沿って施政の方針を毎年度明らかにしなければならないことや、その達成状況を市民と議会に説明しなければならないことを定めています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

職員の 責務

第9条

職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づきまちづくりを進めるために、自らの知識及び能力の向上に努めるとともに、創意工夫を図って職務を執行しなければならない。

第9条では、市の執行機関の職員の責務を定めています。

第1項では、職員は、市長の指示の下で実際の行政事務を行う重要な役割を担っており、その職務を公正かつ能率的に遂行しなければならないことを定めています。

第2項では、地方分権が進む中、職員は亀山市のまちづくりに携わる一員としての志をもち、第3章で定められている9つのまちづくりの基本原則に沿ったまちづくりを進めていくために、知識や能力を向上させ、創意工夫を図って職務を執行しなければならないことを定めています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

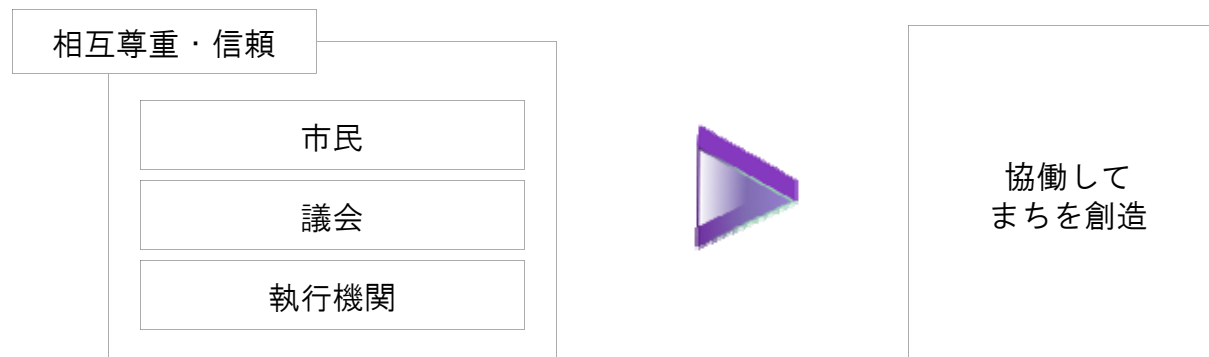
協働の 原則

第 10 条

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする。

第10条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、協働の原則を定めています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、市民・議会・執行機関の3者が互いの立場、責任、役割などを認め合い、尊重して信頼関係を形成し、協働してまちを創り上げていくことを定めています。



前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

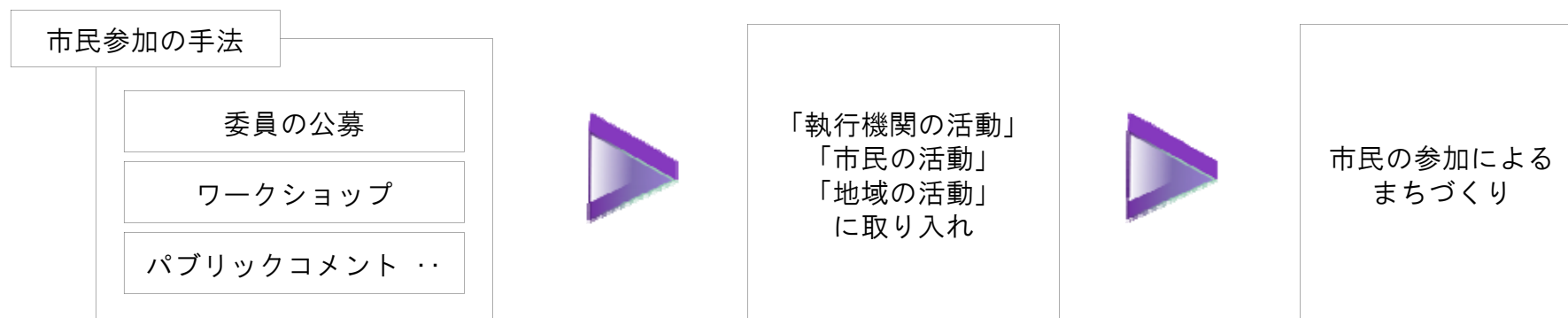
第 1 1 条

まちづくりは、市民の参加によって進めるものとする。

参加の原則

第 1 1 条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、参加の原則を定めています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、まちづくりは、委員の公募、ワークショップの開催、パブリックコメントの実施など、市民の参加によって進めていくことを定めています。また、市民活動や地域活動についても、市民の参加により進める必要があることを定めています。



前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

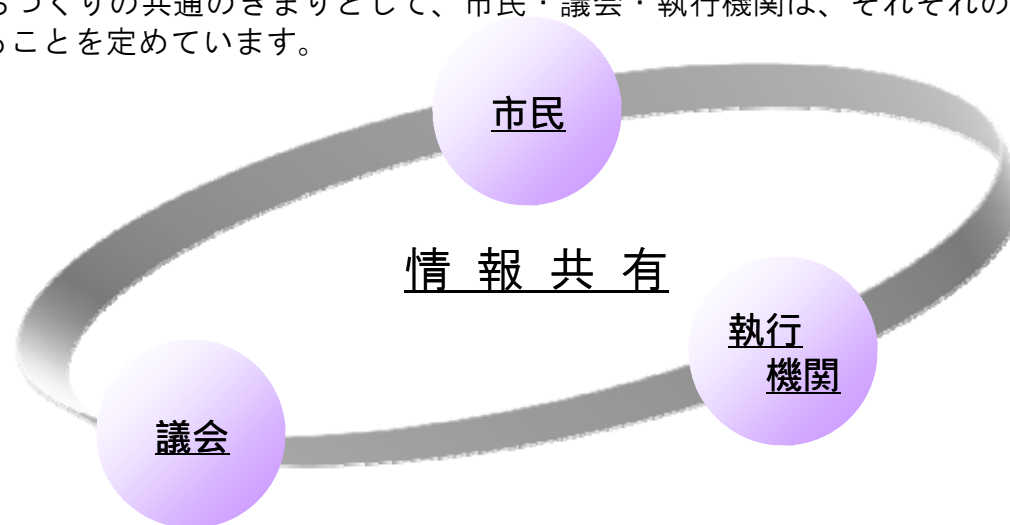
情報共有 の原則

第12条

まちづくりは、市民、議会及び執行機関がそれぞれ保有する情報を相互に提供し、共有して行うものとする。

第12条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、情報共有の原則を定めています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、市民・議会・執行機関は、それぞれのもつまちづくりに必要な情報を相互に提供し合い、共有することを定めています。



前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

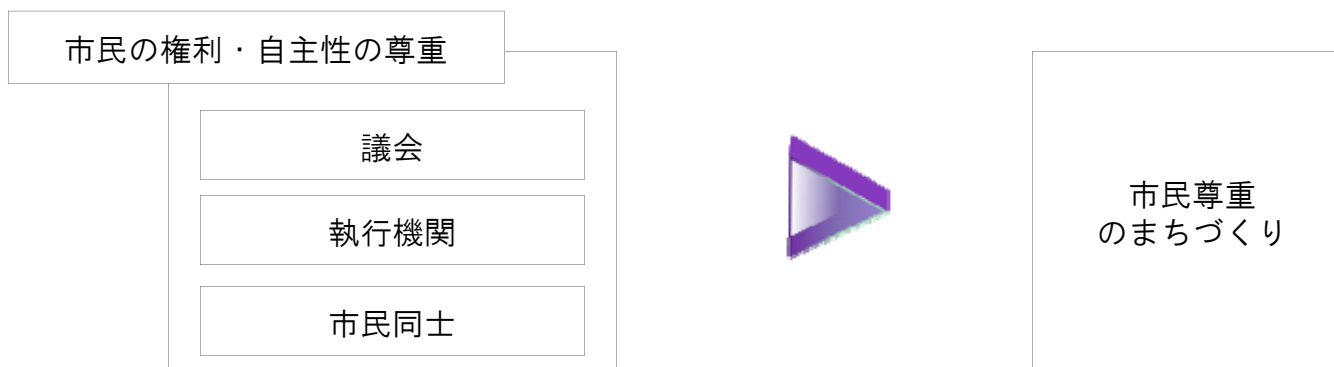
第 1 3 条

まちづくりに当たっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならない。

市民尊重 の原則

第 1 3 条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、市民尊重の原則を定めています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、議会、執行機関または市民同士が法律や条例などで定められた市民の権利や自主性を尊重することを定めています。



前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

地域尊重 の原則

第14条

まちづくりに当たっては、地域の個性が尊重されなければならない。

第14条では、まちづくりの基本原則として、地域尊重の原則を定めています。

市町村合併が進み亀山市でも行政規模が大きくなっており、より小さな単位で地域の声を汲み取ること、地域それぞれの個性を大切に守り育てていくことの重要性が増しています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、各地域を育んできた地域の市民の活動や、地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重することを定めています。



前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

持続可能性の原則

第15条

まちづくりに当たっては、現在及び将来世代に対する責務を果たすため、持続可能なまちの構築に努めなければならない。

第15条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、持続可能性の原則を定めています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、まちづくりにおいては、現代の世代のみならず、将来世代によりよいまちを受け継いでいくという責務を果たすために、環境負荷の低減、財政規律の確立やこれからのまちづくりを担う人の育成などによって、持続可能なまちを構築することを定めています。

- ・ 環境負荷の低減
- ・ 財政規律の確立
- ・ これからのまちづくりを担う「人」の育成



持続可能な
まちの構築



現代の世代から
将来の世代への
『よりよいまちの継承』

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第 1 6 条

まちづくりに当たっては、安全で安心なまちの構築に努めなければならない。

安全 ・安心 の原則

第 1 6 条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、安全・安心の原則を定めています。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、一人ひとりが生き生きとしあわせに暮らせるために、防災・防犯体制や福祉の充実など安全で安心なまちを構築することを定めています。

防災・防犯体制の充実

福祉の充実 …



安全・安心なまち
の構築

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

環境の保全 及び創造 の原則

第 17 条

まちづくりに当たっては、環境の保全及び創造に努めなければならない。

第17条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、環境の保全及び創造の原則を定めています。

亀山市は美しい山並みや清らかな川の流れなどの豊かな自然に包み込まれたまちです。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、私たちが育んできた自然環境を守り育てるとともに、暮らしを取り巻く環境を良好な状態にすることを定めています。

私たちが育んできた自然環境
⇒守り育てる

暮らしを取り巻く環境
⇒良好な状態へ



環境の保全
及び創造

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

歴史尊重

及び文化振興 の原則

第 18 条

まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。

第18条では、亀山市のまちづくりの基本原則として、歴史尊重及び文化振興の原則を定めています。

亀山市には、東海道をはじめとする旧街道と3つの宿場町、さらに城下町などの歴史遺産が数多くあります。

ここでは、亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、こうした歴史遺産を資産としてまちづくりにいかすとともに、これまでに培ってきた文化をさらに振興することを定めています。

また、歴史まちづくり法（※1）の趣旨に沿って、亀山市固有の歴史的風致（※2）の維持と向上に努めることもまちづくりの大切な要素となります。

歴史遺産

- ・ 東海道
- ・ 3つの宿場町
- ・ 城下町 …



歴史『資産』としての活用
培ってきた『文化』の振興

※1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

※2 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境をいいます。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）



推進 義務

第 19 条

市長は、この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法を定めなければならない。

第19条では、この条例に基づくまちづくりの推進義務について定めています。

市長は、この条例の目的を達成するために、この条例の各条文に関連した取り組みを進めるための具体的な方法を定めなければならないことを定めています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくり の主体

第3章 まちづくり の基本原則

第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（条例の位置付け）

第4条（市民の権利）

第5条（市民の責務）

第6条（議会の責務）

第7条（執行機関の責務）

第8条（市長の責務）

第9条（職員の責務）

第10条（協働の原則）

第11条（参加の原則）

第12条（情報共有の原則）

第13条（市民尊重の原則）

第14条（地域尊重の原則）

第15条（持続可能性の原則）

第16条（安全・安心の原則）

第17条（環境の保全及び創造の原則）

第18条（歴史尊重及び文化振興の原則）

第19条（推進義務）

第20条（亀山市まちづくり基本条例推進委員会）

第 20 条

この条例に基づくまちづくりの推進のため、亀山市まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。
 - （1）この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法
 - （2）この条例の見直しに関する事項
 - （3）前2号に掲げるもののほか、この条例に基づくまちづくりの推進に関し必要な事項
- 3 前項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 市長は、第2項の規定による調査検討の結果に基づき、この条例及びまちづくりの諸制度を見直す等必要な措置を講ずるものとする。

亀山市 まちづくり 基本条例 推進委員会

第20条では、まちづくり基本条例推進委員会について定めています。

第1項では、この条例に基づくまちづくりを推進していくための組織として、まちづくり基本条例推進委員会を設置することを定めています。

第2項では、推進委員会の調査検討事項は、この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法、この条例の見直しに関することその他この条例に基づくまちづくりの推進に関し必要なことであることを定めています。なお、この条例は、第11条の参加の原則に基づき、進めていきます。

第3項では、推進委員会に関して必要なその他の事項は、市長が別途規定することを定めています。

第4項では、市長は、推進委員会の調査検討の結果に基づいて、この条例やまちづくりの諸制度の見直しを行うことを定めています。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日に施行されました。

The logo of Kameyama City, featuring a stylized sun or moon behind the city name.

亀山市

【亀山市 企画部 企画政策室】

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話番号 0595-84-5123

ファックス 0595-82-9685

Eメール kikaku@city.kameyama.mie.jp

U R L <http://www.city.kameyama.mie.jp>